

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第151期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	東洋紡績株式会社
【英訳名】	TOYOBO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂元 龍三
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
【電話番号】	大阪（06）6348-3091
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 檜原 誠慈
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町17番9号
【電話番号】	東京（03）3660-4811
【事務連絡者氏名】	東京総務部長 齋藤 治雄
【縦覧に供する場所】	東洋紡績株式会社東京支社 （東京都中央区日本橋小網町17番9号） 東洋紡績株式会社名古屋支社 （名古屋市中区栄三丁目2番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第151期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第150期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	97,057	431,417
経常利益	(百万円)	2,925	21,049
四半期(当期)純利益(純損失)	(百万円)	4,740	4,698
純資産額	(百万円)	129,894	146,500
総資産額	(百万円)	485,944	494,496
1株当たり純資産額	(円)	162.42	185.79
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (純損失金額)	(円)	6.79	6.73
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	-	6.33
自己資本比率	(%)	23.3	26.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	8,216	23,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,809	10,193
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	11,328	17,948
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高	(百万円)	7,739	9,749
従業員数	(人)	11,548	11,595

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税等の処理は税抜方式によっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第151期第1四半期は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の連結子会社である新興産業㈱は、当社の衣料繊維事業の開発・販売部門及び、新興産業㈱のフィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンス、衣料繊維の各事業をそれぞれ分割し、東洋紡スペシャルティズトレーディング㈱（新設会社）に承継しております。これに伴い、子会社が1社増加しております。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 東洋紡スペシャルティズ トレーディング㈱	大阪市北区	2,500	フィルム・機能樹脂 産業マテリアル ライフサイエンス 衣料繊維	100.0	当社から各種製品を購 入している。 役員の兼任等・・・有

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
2. 有価証券届出書を提出しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	11,548 [1,701]
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	3,189 [393]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[ ]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
フィルム・機能樹脂事業	35,361
産業マテリアル事業	21,001
ライフサイエンス事業	7,959
衣料繊維事業	29,242
その他事業（うち製造事業）	5,026
合計	98,589

（注）1．金額は平均販売価格によって算出しております。

2．外注生産を含んでおります。

3．消費税等の処理は税抜方式によっております。

#### (2) 受注実績

当社グループの製品は一部の受注生産を除き見込生産を行っております。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
フィルム・機能樹脂事業	34,570
産業マテリアル事業	20,113
ライフサイエンス事業	7,376
衣料繊維事業	28,852
その他事業	6,146
合計	97,057

（注）1．総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上となる販売先はありません。

2．消費税等の処理は税抜方式によっております。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期の当社グループを取り巻く事業環境は、原油価格の高騰やサブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速感が強まり、日本経済においても、景気の牽引役であった輸出の伸びの鈍化および企業収益の悪化に伴う設備投資の後退、個人消費の足踏みにより、景気の先行きに対する不透明感が一層高まりました。

このような環境のもと、当社グループは、フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスなどのスペシャルティ事業の強化、拡大に取り組み、衣料繊維事業においては、グループ全体で機能性衣料への絞り込みを進めました。しかしながら、原燃料価格の高騰によるコストアップや競争の激化、さらには「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴い、損益面では厳しい結果となりました。

この結果、当第1四半期の売上高は971億円となり、営業利益は42億円、経常利益は29億円、四半期純損失は47億円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりです。

#### (フィルム・機能樹脂事業)

当事業は、自動車分野、電子部品分野などで積極的な販売活動を展開することにより増収となりましたが、原燃料価格高騰が続き、製品価格への転嫁を進めたものの減収となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、需要が堅調に推移し、価格の見直しも進めた結果、増収となりました。工業用フィルムは、台湾、韓国市場での競争激化により輸出が減少し、売上が伸び悩みました。機能樹脂事業では、エンジンリングプラスチックは、自動車分野を中心に増収となり、工業用接着剤“パイロン”は、情報・記録、電子材料用途で堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は346億円となり、営業利益は24億円となりました。

#### (産業マテリアル事業)

当事業は、自動車関連部材、スーパー繊維、機能性フィルターなどを積極的に拡大した結果、順調に売上を伸ばし、利益面でも増益となりました。

エアバッグ用基布およびタイヤコードは、国内外での需要の拡大に伴い増収となりました。超高強度ポリエチレン繊維“ダイニーマ”は、安全手袋、釣糸、大型船舶用ロープ等が引き続き好調に推移し、新設備による増産に伴い売上を伸ばすことができました。フィルター分野では、溶剤回収装置や各種空気浄化フィルターの販売が引き続き堅調に推移しました。長繊維不織布は建築関連需要の減退の影響を受け、減収となりました。

この結果、当事業の売上高は201億円となり、営業利益は13億円となりました。

#### (ライフサイエンス事業)

当事業は、バイオ事業、医薬品製造受託事業などは堅調に推移しましたが、医用膜の落ち込みにより、全体としては減収、減益となりました。

バイオ分野では、診断薬原料酵素は、円高の影響もあり伸び悩みましたが、診断システムが順調に売上を伸ばし、全体としては微増収となりました。医薬品製造受託事業では、注射剤関連の案件が順調に推移し、新規案件の寄与もあり、順調に売上を伸ばしました。医用膜は、本年4月の薬価改定の影響により減収となりました。海水淡水化用逆浸透膜モジュールは、既存プラントの交換膜受注が好調に推移し、売上を確保しました。

この結果、当事業の売上高は74億円となり、営業利益は5億円となりました。

#### (衣料繊維事業)

当事業は、引き続き不採算品、汎用品分野を縮小し、当社の独自技術を活かした機能性衣料に絞り込んだ結果、全体としては減収、減益となりました。

テキスタイル分野では、中東向け輸出が引き続き増収となり、インナー、スポーツ用途も順調に推移しました。アクリル繊維“エクスラン”は、中国向け輸出の落ち込みにより大幅な減収となりました。

この結果、当事業の売上高は289億円となり、営業利益は5億円となりました。

(その他事業)

当事業では、エンジニアリング、不動産、情報処理サービス、物流サービス等のインフラ事業は、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

この結果、当事業の売上高は61億円となり、営業利益は2億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、82億円の支出となりました。主な内容は、税金等調整前四半期純損失41億円、減価償却費46億円、法人税等の支払額48億円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、48億円の支出となりました。主な内容は、有形固定資産の取得による支出57億円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、113億円の収入となりました。主な内容は、長期借入金の返済による支出43億円、社債の償還による支出100億円、配当金（少数株主への配当金を含む）の支払27億円であり、一方、短期借入れによる収入97億円、長期借入れによる収入46億円、社債の発行による収入149億円です。

この結果、当第1四半期末の現金及び現金同等物は77億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月8日に開催された取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下本プラン）の導入を決定しております。本プランは、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決されております。

1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行方を強行する動きが顕在化しており、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えております。したがって、当社は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「重合・変性・加工・バイオのコアテクノロジーを駆使して、新しい価値を創出し続ける高機能製品メーカー」をめざしております。当社は、明治15年に紡績会社として創立され、昭和2年に化学繊維事業を開始し、昭和30年代に合成繊維事業に参入しました。昭和40年代からは現在のスペシャルティ事業の中核となっているフィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等へ展開・拡大してきました。125年を超える歴史を通じて、重合、変性、加工、バイオの独自技術を育んでまいりました。この技術力こそが当社の強みであり、企業価値創出の源泉です。こうした技術を担うのは人材であり、知恵を共有し、活用できる現場力です。今後の成長、企業価値向上においては「技術力強化と人材育成」を基本に据えたマネジメントが不可欠です。当社の多くのスペシャルティ事業は、研究開発から始まり、生産現場の知恵と工夫の組み合わせによって完成されていきます。研究開発資源を最適に配分し、技術融合を図るとともに、生産技術総括室を設け、全社に蓄積された技術・ノウハウの共有や製造工程の改善・改革等、現場づくり、人づくりを進めています。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と、「利害関係者からの信用・評価も含めた社会的価値」の両方で構成されると考えています。

経済的価値に関しては、その向上をめざして事業ポートフォリオ改革に取り組んでまいりました。ここ10年、衣料繊維事業において不採算事業からの撤収を加速する一方、フィルム等のスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。これまでの構造改革の取組みにより、原燃料高騰等の厳しい事業環境の中でも、その影響を最小限に食い止めることができました。また財務体質についても、有利子負債の圧縮を進め、着実に改善してまいりました。社会的価値に関しては、当社の企業理念「順理則裕」は、「道理に生きることが、すなわち繁栄につながる」「道理・倫理、人間としての基本姿勢、倫理的価値観を尊重すべきこと」を意味しています。これは事業ポートフォリオ改革の前提となるコーポレートガバナンス、コンプライアンスに通ずるものです。したがって、当社はこの企業理念「順理則裕」のもと、コーポレートガバナンスとコンプライアンスをさらに徹底していきます。

当社は、これら経済的価値と社会的価値の両面から企業価値を高めてまいります。

### 3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランの発動にかかる手続

#### (イ)対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- ・当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計
- ・当社の株券等の公開買付者が所有または所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等にかかる株券等所有割合の合計

のいずれかが20%以上となる者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とする（このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

#### (ロ)大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報を記載した買付提案書を提出していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- ・大量買付者およびそのグループの詳細
- ・大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ・大量買付行為の目的、方法および内容
- ・大量買付行為の価格の算定根拠
- ・大量買付行為の資金の裏付け
- ・大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
- ・大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- ・大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

#### (ハ)当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が十分であると判断した場合、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知します。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知します。

#### (ニ)独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かの判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

#### (ホ)対抗措置の発動の手続

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

(ハ)対抗措置の発動の条件

- . 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合  
当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を講じることといたします。
- . 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合  
原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。  
ただし、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を講じることがあります。

具体的には以下のような場合です。

- ( ) 高値買取要求を狙う買収である場合
- ( ) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- ( ) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
- ( ) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
- ( ) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- ( ) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- ( ) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- ( ) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- ( ) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a.顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b.当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたは回避することができないおそれがある場合

(ト)当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

(チ)当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(行使価額)は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権にかかる新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して当社普通株式1株を交付します。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の本定時株主総会の終結の時から平成23年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。



4)本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランは、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。

企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が代替案を提示し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、導入にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様承認をいただくことを条件として導入されます。本定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様意向が反映されることとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

本プランは、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐ仕組みとなっています。また、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様情報開示を行いますので、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ることができる旨を定めています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

(注)上記記載は、本プランの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。本プランの詳細については、インターネット上の当社のウェブサイトに記載する平成20年5月8日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針および当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」（<http://www.toyobo.co.jp>）に添付された同日付の開示資料をご覧ください。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は2,735百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	完了年月
当社 つるがフィルム工場	福井県 敦賀市	フィルム・ 機能樹脂	フィルム 製造設備	平成20年5月

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	699,027,598	同左	大阪・東京 (以上各市場第一部) の各証券取引所	-
計	699,027,598	同左	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成19年3月23日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	4,000個と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数との合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,668,122
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	1株当たり458円
新株予約権の行使期間(注)3	自平成19年4月6日 至平成24年3月9日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)4	発行価格 458円 資本組入額 229円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
代用払込みに関する事項(注)5	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。  
 転換価額は、当初458円とする。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通社債を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には次の算式により調整される。なお、次の算式において、『既発行株式数』は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{時 価} \\ \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 但し 本社債の繰上償還の場合(但し、 の場合を除く。)は(繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、償還日の3東京営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時まで、また 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2012年3月9日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編成等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、それらの効力発生日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
5. 但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
6. 組織再編成等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、受託会社が本新株予約権付社債の要項に従いこれに同意し、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編成等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編成等の効力発生日(会社分割、株式移転又は株式交換(それぞれ以下に定義する。))の場合は、当該会社分割、株式移転又は株式交換の効力発生日から14日以内)において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編成等の効力発生日(会社分割、株式移転又は株式交換の場合は、当該会社分割、株式移転又は株式交換の効力発生日から14日以内)において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

上記 の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編成等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)2と同様な調整に服する。

- ( )合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したら得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編成等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ( )組織再編成等（合併、株式交換又は株式移転の場合であって、当社及び承継会社等が本( )に従うことを選択した場合を含む。）の場合には、当該組織再編成等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したら本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編成等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (二)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ)新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編成等の効力発生日（場合によりその14日後までの日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ハ)その他の新株予約権の行使の条件  
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ)組織再編成等が生じた場合  
承継会社等について組織再編成等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行う。
- (リ)その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できない。
- 当社は、上記の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3)【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	699,027	-	43,341	-	13,019

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,020,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 691,280,000	691,280	-
単元未満株式	普通株式 6,727,598	-	-
発行済株式総数	699,027,598	-	-
総株主の議決権	-	691,280	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」には証券保管振替機構名義の株式が82,000株(議決権の数82個)含まれています。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東洋紡績(株)	大阪市北区堂島浜2丁目2-8	938,000	-	938,000	0.13
合同商事(株)	大阪市北区堂島2丁目1-16	61,000	-	61,000	0.01
(株)アサヒ	群馬県安中市原市668	21,000	-	21,000	0.00
計	-	1,020,000	-	1,020,000	0.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	230	225	236
最低(円)	207	208	205

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,921	10,025
受取手形及び売掛金	84,705	84,296
商品及び製品	52,776	55,146
仕掛品	17,626	17,333
原材料及び貯蔵品	14,380	13,736
その他	21,204	19,983
貸倒引当金	748	875
流動資産合計	197,864	199,644
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 48,867	1 49,203
機械装置及び運搬具(純額)	1 54,016	1 55,793
土地	111,263	119,766
その他(純額)	1 13,318	1 11,537
有形固定資産合計	227,464	236,299
無形固定資産	2,483	2,656
投資その他の資産		
その他	68,933	66,988
貸倒引当金	10,799	11,091
投資その他の資産合計	58,133	55,897
固定資産合計	288,080	294,852
資産合計	485,944	494,496



(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	62,508	66,142
短期借入金	73,957	64,675
1年内返済予定の長期借入金	26,300	26,352
引当金	2,606	4,729
その他	38,970	50,462
流動負債合計	204,340	212,360
固定負債		
社債	15,000	-
新株予約権付社債	20,000	20,000
長期借入金	58,097	57,815
退職給付引当金	12,810	13,710
役員退職慰労引当金	1,222	1,394
負ののれん	1,632	1,889
その他	42,949	40,828
固定負債合計	151,709	135,636
負債合計	356,049	347,996
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,341	43,341
資本剰余金	16,033	16,033
利益剰余金	21,536	29,754
自己株式	270	267
株主資本合計	80,640	88,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,392	2,110
繰延ヘッジ損益	65	230
土地再評価差額金	39,503	39,524
再評価準備金	3 -	3 6,620
為替換算調整勘定	10,113	7,213
評価・換算差額等合計	32,718	40,811
少数株主持分	16,537	16,828
純資産合計	129,894	146,500
負債純資産合計	485,944	494,496

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 1 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	97,057
売上原価	77,097
売上総利益	19,961
販売費及び一般管理費	15,791 <sup>1</sup>
営業利益	4,170
営業外収益	
受取配当金	378
その他	1,147
営業外収益合計	1,525
営業外費用	
支払利息	767
その他	2,002
営業外費用合計	2,769
経常利益	2,925
特別利益	
固定資産売却益	71
特別利益合計	71
特別損失	
たな卸資産評価損	4,057
その他	3,040
特別損失合計	7,097
税金等調整前四半期純損失 ( )	4,101
法人税等	786 <sup>2</sup>
少数株主損失 ( )	147
四半期純損失 ( )	4,740

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	4,101
減価償却費	4,648
有形固定資産売却損益( は益)	53
売上債権の増減額( は増加)	1,756
たな卸資産の増減額( は増加)	473
仕入債務の増減額( は減少)	3,063
その他	1,423
小計	3,374
法人税等の支払額	4,842
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,216</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	5,681
その他	872
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,809</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	9,697
長期借入れによる収入	4,600
長期借入金の返済による支出	4,292
社債の発行による収入	14,908
社債の償還による支出	10,000
配当金の支払額	2,525
その他	1,060
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>11,328</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	311
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,009
現金及び現金同等物の期首残高	9,749
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,739

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、同期間に設立した東洋紡スペシャルティズトレーディング㈱を新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 64社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、ERAWAN TEXTILE CO., LTD. はその株式の一部を売却し関連会社に該当しなくなったため、持分法の適用から除外しております。 変更後の持分法適用関連会社の数 13社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価基準によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価基準(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益及び経常利益はそれぞれ1,147百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は5,204百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結会計期間末の総資産及び純資産が7,478百万円減少しております。また、利益剰余金及び損益に与える影響額については軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる総資産への影響額については軽微であり、損益への影響額はありませぬ。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

法人税等の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関して、一部の連結子会社では加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しております。

固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																						
<p>1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は378,063百万円であります。</p> <p>2. 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対する債務保証額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本ダイニーマ(株)</td> <td style="text-align: right;">2,237百万円</td> </tr> <tr> <td>MINOVA LTD.</td> <td style="text-align: right;">494</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅貸金(84件)</td> <td style="text-align: right;">360</td> </tr> <tr> <td>その他5社</td> <td style="text-align: right;">310</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,401百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">うち主な外貨建保証債務 2,193千英ポンド</p> <p>上記には、保証類似行為(保証予約及び経営指導念書等)によるものが含まれております。</p> <p>3. 再評価準備金 ブラジルの連結子会社1社が当該国の会社法に基づいて行った「土地」の資産再評価による準備金は、当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用に伴い取崩しております。</p>	日本ダイニーマ(株)	2,237百万円	MINOVA LTD.	494	従業員住宅貸金(84件)	360	その他5社	310	計	3,401百万円	<p>1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は384,181百万円であります。</p> <p>2. 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対する債務保証額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本ダイニーマ(株)</td> <td style="text-align: right;">2,237百万円</td> </tr> <tr> <td>ERAWAN TEXTILE CO., LTD.</td> <td style="text-align: right;">1,769</td> </tr> <tr> <td>MINOVA LTD.</td> <td style="text-align: right;">473</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅貸金(91件)</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>その他5社</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,132百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">うち主な外貨建保証債務 565,510千タイバーツ</p> <p>上記には、保証類似行為(保証予約及び経営指導念書等)によるものが含まれております。</p> <p>3. 再評価準備金 再評価準備金は、ブラジルの連結子会社1社が当該国の会社法に基づいて行った「土地」の資産再評価による準備金であります。</p>	日本ダイニーマ(株)	2,237百万円	ERAWAN TEXTILE CO., LTD.	1,769	MINOVA LTD.	473	従業員住宅貸金(91件)	400	その他5社	253	計	5,132百万円
日本ダイニーマ(株)	2,237百万円																						
MINOVA LTD.	494																						
従業員住宅貸金(84件)	360																						
その他5社	310																						
計	3,401百万円																						
日本ダイニーマ(株)	2,237百万円																						
ERAWAN TEXTILE CO., LTD.	1,769																						
MINOVA LTD.	473																						
従業員住宅貸金(91件)	400																						
その他5社	253																						
計	5,132百万円																						

( 四半期連結損益計算書関係 )

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)						
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1. 給料賃金賞与等</td> <td style="text-align: right;">3,948百万円</td> </tr> <tr> <td>2. 賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">732</td> </tr> <tr> <td>3. 退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">370</td> </tr> </table> <p>2. 法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>	1. 給料賃金賞与等	3,948百万円	2. 賞与引当金繰入額	732	3. 退職給付費用	370
1. 給料賃金賞与等	3,948百万円					
2. 賞与引当金繰入額	732					
3. 退職給付費用	370					

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)						
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">7,921百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,739</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	7,921百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	181	現金及び現金同等物	7,739
現金及び預金勘定	7,921百万円					
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	181					
現金及び現金同等物	7,739					

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 699,027千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,110千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,490	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	フィルム・ 機能樹脂 事業 (百万円)	産業 マテリアル 事業 (百万円)	ライフ サイエンス 事業 (百万円)	衣料繊維 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	34,570	20,113	7,376	28,852	6,146	97,057	-	97,057
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	21	10	43	49	3,353	3,476	(3,476)	-
計	34,591	20,123	7,419	28,901	9,499	100,533	(3,476)	97,057
営業利益	2,439	1,292	536	529	220	5,017	(847)	4,170

(注) 1. 事業の区分方法は、製品の種類・性質及び市場の類似性によっており、各事業に属する主要な製品・サービスは、次のとおりであります。

- フィルム・機能樹脂事業 …… 包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、エンジニアリングプラスチック、光機能材料等
- 産業マテリアル事業 …… 自動車用繊維資材、スーパー繊維、機能フィルター、不織布等
- ライフサイエンス事業 …… 診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器、アクア膜等
- 衣料繊維事業 …… 機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
- その他事業 …… 建物・機械等の設計・施工、不動産の賃貸・管理、情報処理サービス、物流サービス等

2. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合と比べ、営業利益は、「フィルム・機能樹脂事業」において360百万円、「産業マテリアル事業」において203百万円、「ライフサイエンス事業」において162百万円、「衣料繊維事業」において417百万円、「その他事業」において4百万円それぞれ減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴う事業の種類別各セグメントに対する影響額は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	10,629	9,379	20,008
連結売上高(百万円)			97,057
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	11.0	9.7	20.6

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- 東南アジア …… 中国、韓国、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ
- その他の地域 …… 米国、ドイツ、ブラジル、サウジアラビア等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)



有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

共通支配下の取引等

当社及び当社の連結子会社である新興産業(株)は、平成20年4月1日付で、当社の衣料繊維事業の開発・販売部門及び、新興産業(株)のフィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンス、衣料繊維の各事業をそれぞれ分割し、東洋紡スペシャルティズトレーディング(株)(新設会社)に承継しております。

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の衣料繊維事業の開発・販売部門及び、新興産業(株)のフィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンス、衣料繊維の各事業

事業の内容 フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスの販売事業及び衣料繊維の開発・販売事業

企業結合の法的形式

当社及び新興産業(株)を分割会社とし、両社が共同で設立する東洋紡スペシャルティズトレーディング(株)を新設会社とする共同会社分割(新設分割)

結合後企業の名称

東洋紡スペシャルティズトレーディング(株)

取引の目的を含む取引の概要

当社グループがもつコアテクノロジーを活用した、フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスからなるスペシャルティ事業の強化・拡大を図るため、これらの高機能製品の販売、特に海外市場開拓の中核となるグローバルトレーディング会社を設立しました。

併せて、当社の衣料繊維開発・販売部門と新興産業(株)の衣料繊維事業(販売)部門を統合して、当社グループの競争優位技術を活かせる機能衣料へ絞り込んだ開発・販売事業を展開し、衣料繊維事業においても資産効率の高い提案型スペシャルティ事業の構築を進めております。

分割により新設会社は、当社及び新興産業(株)から本件事業に関する資産・負債、その他の権利義務並びに契約上の地位を承継しております。また、新設会社は当分割に際して普通株式50,000株を発行し、直接に、又は新興産業(株)による剰余金の配当を通じて、全株式を当社に割り当てております。なお、当分割にあたって、分割交付金の支払いはありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 162円42銭	1株当たり純資産額 185円79銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	6円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(百万円)	4,740
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,740
普通株式の期中平均株式数(千株)	697,924
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

## 2【その他】

### (訴訟)

#### (1) 米国司法省等による損害賠償請求訴訟

米国防弾ベストメーカーであるSECOND CHANCE BODY ARMOR,INC. が製造販売した防弾ベスト(当社製品の“ザイロン”繊維を使用)の性能が不十分であるとして、米国司法省等からSECOND CHANCE BODY ARMOR,INC. または当社もしくは米国の非連結子会社であるTOYOBO AMERICA, INC. に対し、米国において複数の損害賠償請求訴訟が提起されております。

また、上記SECOND CHANCE BODY ARMOR,INC. 以外の複数の米国防弾ベストメーカー(ARMOR HOLDINGS,INC. 等)から米国政府が購入した防弾ベスト(当社製品の“ザイロン”繊維を使用)に関して、米国司法省から当社及び米国の非連結子会社であるTOYOBO AMERICA,INC. に対し、米国不正請求禁止法違反、詐欺及び不当利得を理由に、損害賠償請求訴訟が提起されております。

#### (2) SECOND CHANCE BODY ARMOR,INC. による損害賠償請求訴訟

上記訴訟に関連して、SECOND CHANCE BODY ARMOR,INC. は、全責任が当社にあるとして、当社及び米国の非連結子会社であるTOYOBO AMERICA,INC. に対し、米国において損害賠償請求訴訟を提起しております。

いずれの訴訟も現在係争中であり、当社としては、相手方の主張が誤りであることを立証し、適切な防御を行っていく所存であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

東洋紡績株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 美喜男 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西尾 方宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 雅春 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋紡績株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋紡績株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(1)に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(2)に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いを適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。